

熊本県公報

号外 第46号の3
平成17年9月30日(金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 登 載 依 頼**
- 熊本県工業用水道供給規程の一部を改正する規程……………(企 業 局) 1
 - 熊本県企業局無線規程の一部を改正する規程……………(") 1
 - 熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程……………(") 1

登 載 依 頼

熊本県公営企業管理規程第12号

熊本県工業用水道供給規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成17年9月30日

熊本県公営企業管理者 永 田 明 紘

熊本県工業用水道供給規程の一部を改正する規程
熊本県工業用水道供給規程(昭和50年熊本県公営企業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「荒尾市、玉名市、長洲町及び岱明町」を「荒尾市及び長洲町」に改める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第13号

熊本県企業局無線管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成17年9月30日

熊本県公営企業管理者 永 田 明 紘

熊本県企業局無線管理規程の一部を改正する規程
熊本県企業局無線管理規程(昭和56年熊本県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表の移動局 水道事業用の項中

ありあけこうすい1	玉名市・荒尾市・玉名郡岱明町・大牟田市及びその周辺 (常置場所) 熊本県玉名市石貫774番地 有明工業用水道管理事務所内	を
ありあけこうすい1	玉名市・荒尾市・大牟田市及びその周辺 (常置場所) 熊本県玉名市石貫774番地 有明工業用水道管理事務所内	に改める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行する。

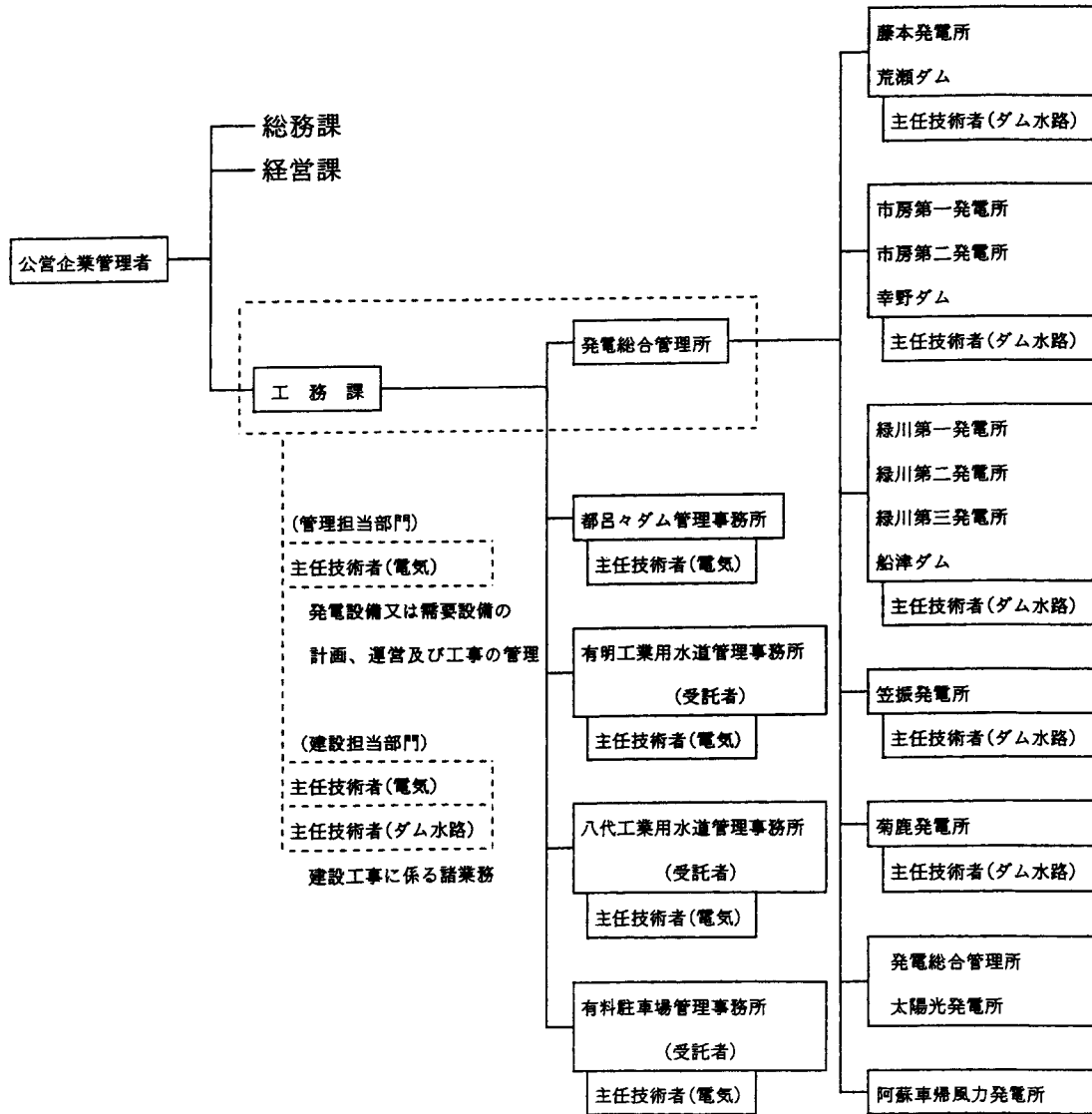
熊本県公営企業管理規程第14号

熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成17年9月30日

熊本県公営企業管理者 永 田 明 紘

熊本県企業局事業用電気工作物保安規程の一部を改正する規程
熊本県企業局事業用電気工作物保安規程(昭和62年熊本県公営企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。



注1: は保安関係組織及び所管施設を示す。

注2: 本庁又は発電総合管理所に選任する主任技術者はそれぞれの業務分掌を果たしうる組織から選任する。

第2章第2節第5条2の表を次のように改める。

種 別	事業所又は設備		職
電気主任技術者	本庁又は発電 総合管理所	管理担当部門	係長級以上の職
		建設担当部門	係長級以上の職
	事業所（ただし、発電総合 管理所を除く。）		係長級以上の職とする。 ただし、事業所の管理が委託され ているときは、管理者が管理受託者 （管理受託者が法人である場合は、 当該法人の職員で当該事業所に勤務 する者）の中から選任することがで きる。
ダム水路主任技 術者	発電総合管理 所	管理担当部門	係長級以上の職
	本庁又は発電 総合管理所	建設担当部門	係長級以上の職
	水力発電所（高さ15メー トル以上のダム又は圧力3 92キロパスカル以上の導 水路、サージタンクもしく は放水路をするもの）		係長級以上の職

別表第3 水力発電設備の項の次に次の項を追加する。

設備別	巡 視		巡 視 ・ 検 査			備 考	
	機器設備	頻 度	機器設備	項 目	頻 度		
風 力 発 電 設 備	電気 工作物	無人 1回/月	風 車・ 発 電 機	外部点検	1回/年	(※1) 運転状況及び点検結果を考慮 て点検頻度を増減できる。	
				測定試験	1回/3年		
				内部点検	(※1) 1回/20年		
				外部点検	1回/3年		
				外部点検	(※2) 1回/3年		(※2) 並列用遮断器については、動作 回数管理も行う。
				測定試験	(※3) 1回/3年		(※3)
内部点検	(※3) 1回/6年	(1)並列用遮断器については、動 作回数管理も行う。 (2)動作回数の極めて少ない遮 断器については別に定める。					

別表第3 配電設備の項中第2種接地抵抗をB種接地抵抗に改める。

別表第4を次のように改める。

項 目	細 則
1 運転、操作及び保守に関するもの	(1) 発電関係 熊本県企業局電気工作物運転保守要則 (2) 通信関係 熊本県企業局無線管理規程 (3) 土木関係 荒瀬ダム操作規程 幸野ダム操作規程 船津ダム操作規程 都呂々ダム管理規程 (4) 需要設備関係 発電総合管理所保守要則 熊本県工業用水道事務処理要領 都呂々ダム管理規程
2 非常対策に関するもの	熊本県地域防災計画 熊本県企業局防災計画

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

